

郵便応募型一般競争入札方式
建物解体条件付 市有土地売却
(高砂西保育園跡)
募 集 要 項



【高砂西保育園跡遠景】

お申込み前には必ずこの募集要項と本件資料集をお読みください。

令和7年11月

高砂市財務部財務室契約管財課

目 次

・ 売却物件位置図・・・P 1

・ 物件調書・・・P 2

・ 市有土地売却の流れ・・・P 6

・ 入札説明書・・・P 8

1. 売却条件
2. 申込手続
3. 募集要項等に関する質問の受付
4. 入札保証金の納付
5. 入札方法
6. 落札者の決定
7. 契約の締結
8. 売買代金の納付
9. 土地の引渡し
10. その他

・ 市有土地売買契約書（案）・・・P 1 8

・ 様式等・・・P 2 5

様式第 1 号 建物解体条件付 市有土地売却 一般競争入札参加申込書

様式第 2 号 （普通財産の貸付等及び普通財産の処分等）誓約書

様式第 3 号 建物解体条件付 市有土地売却 一般競争入札参加申込に係る申立書

様式第 4 号 質問書

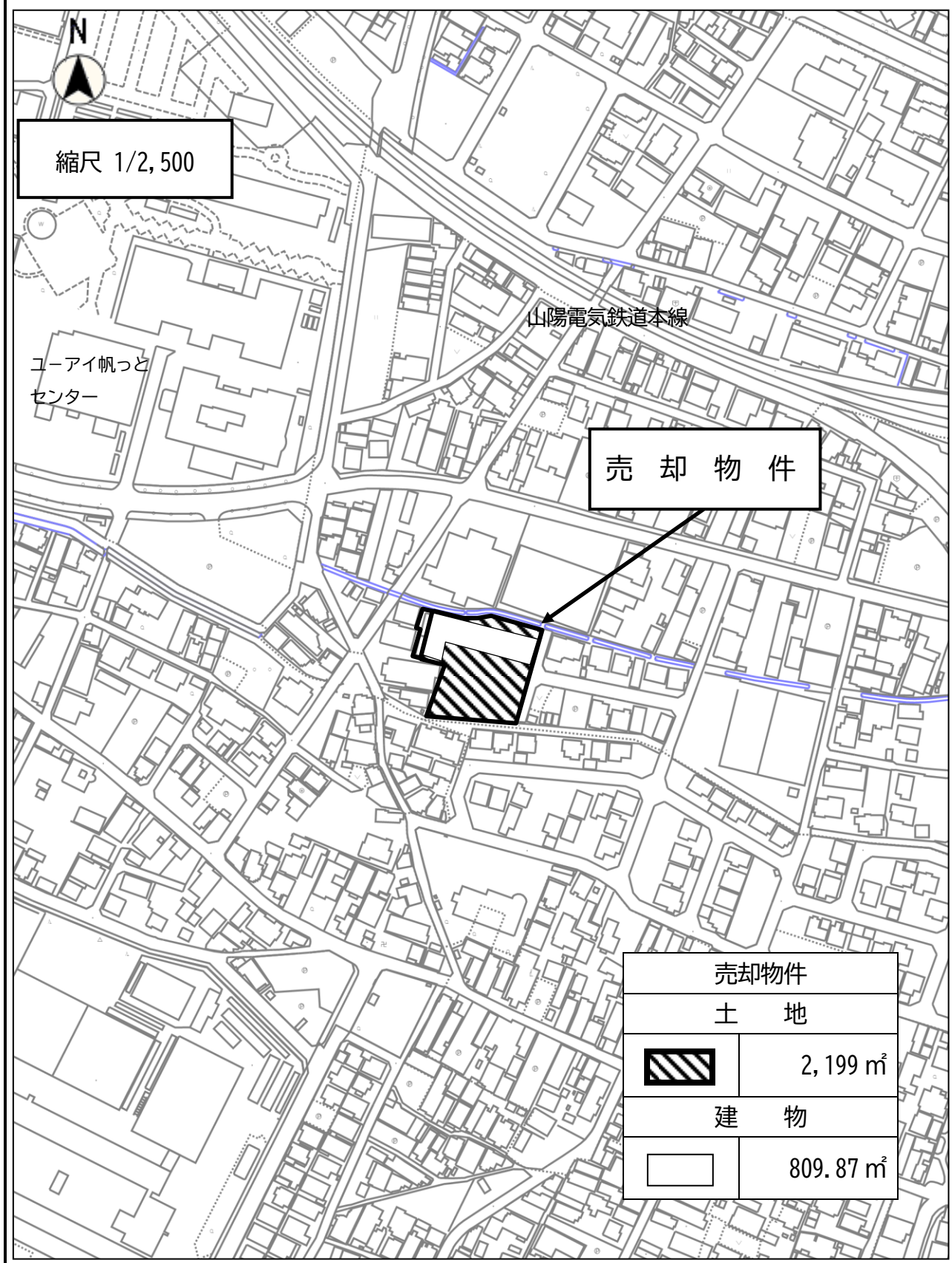
（参考）

解体撤去計画書

解体撤去依頼予定者調書

解体撤去完了報告書

売 却 物 件 位 置 図



(特記事項)

物 件 調 書

(R7.11時点)

※ 物件調書は、売却物件の概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者ご自身において売却物件に係る利用制限及び諸規制等について調査確認を行ってください。

土 地 (売却物件)	所 在 地	高砂市高砂町浜田町2丁目358番8						
	地 積(公 簿)	2, 199㎡		地 目		学校用地		
建 物 主たる建物 (保育所)	家屋番号	358番8		構 造		鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建		
	延床面積	809.87㎡		建築時期		昭和57年3月		
	耐震基準	新耐震		耐震改修		無	アスベスト含有	有
建 物 (自転車置場)	家屋番号	未登記		構 造		軽量鉄骨造着色亜鉛鉄板ぶき平家建		
	延床面積	9.80㎡		建築時期		平成2年3月		
	耐震基準	—		耐震改修		—	アスベスト含有	無
道路幅員及び道路の接面状況		物件東側に市道高砂75号線（幅員約4m）に接道している。						
法令等に 基づく制限	都市計画区域		都市計画区域内（市街化区域）					
	用途地域		第1種中高層住居専用地域 建ぺい率：60％ 容積率：200％					
	高度地区		第3種高度地区					
	防火規制		建築基準法第22条指定区域（防火地域等の指定なし）					
	その他の留意事項		まちなか景観形成地区（兵庫県条例）					
供給施設状況	供給施設		状 況		事 業 所 名			
	電 気		可		関西電力 等			
	上水道		可		高砂市上下水道部			
	下水道		可		高砂市上下水道部			
	都市ガス		可		大阪ガス 等			
交通機関		山陽電鉄本線 高砂駅 約450m（道路距離）						
近隣状況及び 参考事項	・売却物件の地表上にある建築物は、昭和57年に高砂第2保育園（高砂西保育園）として建築されたものです。建物図面等については、「郵便応募型一般競争入札 建物解体条件付市有土地売却 資料集」（以下「資料集」という。）							

近隣状況及び
参考事項

を参照してください。

- ・売却物件の地表上にある未登記の建築物等の延床面積については、本市に登録のある建築物等の面積です。現地に本市に登録のない工作物等が存在している、又は物件調書記載の延床面積について、実際の延床面積と相違している場合があります。
- ・買主が売却物件において工事（売却物件の地表上にある建築物等の解体撤去工事も含む。）を施工する場合は、騒音や粉じんの飛散の防止など、近隣住民に十分に配慮した施工方法により対応してください。
- ・建築物等の解体内容の詳細については、入札説明書 1. 売却条件 3 建築物等の解体撤去内容を確認してください。
- ・売却物件の地表上にある建築物等（主たる建物）について、建築図面・設計書等を基にアスベスト含有調査を令和5年度中に実施し、調査の結果、一部にアスベストの含有を確認しています。（調査結果については資料集参照）建築物等の解体撤去工事に当たっては、買主の費用負担において、関係法令を遵守し、適切にアスベスト除去、処理等の処置をしてください。
- ・建築物等で使用していた、電動ファン分電盤内のコンデンサにおけるPCB含有について、メーカーに確認をした結果、PCBは含有しておりませんでした。が、もし、買主による建築物の解体撤去工事において、解体・廃棄する際の産業廃棄物にPCB含有が認められた場合は、その取扱いについて本市と協議してください。
- ・売却物件の北東側よりφ75mmの給水管が引き込まれています。詳細については、高砂市上下水道部技術管理室管きょ課（079-443-9044）において確認してください。
- ・売却物件の北東側よりφ150mmの下水管が引き込まれています。詳細については、高砂市上下水道部技術管理室管きょ課（079-443-9044）において確認してください。
- ・売却物件の北東側よりφ75mmのガス管が引き込まれています。利用する場合は、ガス会社とガス供給手続きのうえで利用してください。電力の利用についても、電力会社と電力供給手続きのうえで利用してください。

- ・ 売却物件内にある消火用ホース格納箱については、買主において地元自治会と協議のうえ移設等の対応をしてください。
- ・ 売却物件の地表上にある建築物等（主たる建物）は、売却物件の西側に隣接する市有地（高砂市高砂町浜田町2丁目358番22）を越境しています。この市有地は雨水排水用地で、φ300HPの排水管が埋設されており、売却物件南西の民地の雨水等を北側市有水路へ排水するためのものです。（資料集参照）建築物等の解体及び土地の形状変更を行う際は、この排水管に影響が及ばないよう、事前に高砂市上下水道部技術管理室治水対策課（079-443-9032）及び高砂市上下水道部技術管理室管きょ課（079-443-9044）と協議してください。状況により建築物の基礎を残す必要があります。
- ・ 現地境界の復元は行っておりません。境界を復元する場合は、買主の負担において実施してください。
- ・ 売却物件の売買契約締結に要する費用（印紙税等）は買主の負担とします。
- ・ 売却物件及び解体撤去する建築物等の所有権移転登記については、買主において登記申請手続きを行ってください。なお、登記に要する費用（登記申請委託費用、登録免許税等）は、買主の負担とします。
- ・ 売却物件の引渡しは、売買代金完納後、売却物件地表上の無価値の建築物等並びに建築物等内及び売却物件内に存在するすべての構造物（自転車置場等）、動産等の残存物を現状有姿のまま引渡します。なお、越境物がある場合についても同様に現状有姿のままでの引渡しとなり、その対応については買主において行ってください。
- ・ 売却物件の地下埋設物、地盤及び地質調査等はありません。売却物件内部及び敷地内（地中を含む）にゴミ、ガラ、基礎杭、碎石、切株、雑木及び雑草等が存在する場合があります。
- ・ 売却物件落札後、売却物件に地積の過不足その他契約の内容に適合しないこと（土地の地耐力、不当沈下、地中埋設物及び土壌汚染等）があっても、本市は責任を負いません。
- ・ 買主は、売却物件を落札したことで土地利用にあたり、国及び各地方自治体等による許認可等が確約、優先されるものではありません。

近隣状況及び 参考事項	・入札に当たっては、関係公簿書類等を閲覧するほか、関係法令等（都市計画法、建築基準法等）の規制に関して、事前に本市及び関係機関に確認し、現地確認するなど、十分に現状調査を行った上で入札してください。
問合せ先	高砂市財務部財務室契約管財課財産管理担当 電話：０７９－４４３－９０１２（直通） 電子メール：tact2130@city.takasago.lg.jp

市 有 土 地 売 却 の 流 れ

入札参加申し込みの受付期間

令和7年11月14日（金）から令和7年12月17日（水）午後5時まで（必着）
（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）
※ 持参による受付は、受付期間内の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。
※ 郵送による受付は、受付期間最終日の午後5時必着とします。

入札書類等の送付

入札参加申し込みの書類等の確認後、随時、入札参加決定又は失格の通知を発送します。
入札参加が決定した方については、併せて下記書類を送付します。
① 入札書 ② 入札保証金納入通知書 ③ 入札保証金振込先依頼書 ④ 辞退届

売却物件の現地確認

令和7年12月1日（月）から令和7年12月19日（金）までのいずれかの日
午前9時から午前11時30分まで及び午後1時30分から午後4時30分まで
（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。）
※ 入札参加が決定した方ごとに、売却物件の現地確認（30分程度）を実施します。

質問の受付期間

令和7年11月14日（金）から令和7年12月19日（金）午後5時まで（必着）
（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。）

方 法 質問書（様式第4号）に記載し、持参、郵送又は電子メールにより提出してください。
 口頭、電話での質問には応じません。

※ 持参による提出は、受付期間内の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。
※ 郵送及び電子メールによる提出は、受付期間最終日の午後5時必着とします。

令和7年12月24日（水）までに、随時、高砂市ホームページにおいて回答し、この募集要項の補完とします。

入札保証金の納付

入札参加者は、入札する金額の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年1月20日（火）までに納付してください。（例：入札金額が60,000,000円の場合、入札保証金は3,000,000円以上）なお、入札の結果、落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当します。

※ 落札とならなかったときには、入札保証金は還付します。なお、返還する入札保証金には利息は付しません。

入札受付期間

令和8年1月13日（火）から令和8年1月20日（火）午後5時まで（必着）

※ この入札は、郵便応募型一般競争入札であり、郵送による入札のみ有効とします。

開札

開札日 令和8年1月21日（水）午前10時

開札会場 高砂市役所 南庁舎3階 入札室兼会議室

※ 天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期又は中止することがあります。

契約保証金の納付、売買契約の締結

落札者は、開札の日から令和8年1月30日（金）までに契約保証金を納付し、市有土地売買契約書により高砂市と契約を締結してください。なお、落札者の入札保証金は契約保証金の一部に充当します。

契約保証金は、物件調書に記載する建築物等の解体撤去が確認できた後に、落札者へ返還します。なお、返還する契約保証金には利息は付しません。

売買代金の納付

売買代金について、契約締結日から30日以内に、市の発行する納付書により一括で納付してください。

土地の引渡し

売却物件の所有権は、売買代金の完納と同時に落札者に移転するものとします。なお、売却物件の所有権移転に要する費用は、落札者の負担とします。

入 札 説 明 書

1. 売却条件

1 郵便応募型一般競争入札に付する物件（以下「売却物件」という。）

（土 地）

高砂市高砂町浜田町二丁目358番8 学校用地 2, 199㎡

（売却物件の地表上にある解体撤去が条件となる建築物等）

所 在	高砂市高砂町浜田町二丁目358番地8
家屋番号	358番8
種 類	保育所
構 造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積	1階：438.87㎡ 2階：371.00㎡（計：809.87㎡）

所 在	高砂市高砂町浜田町二丁目358番地8
家屋番号	未登記
種 類	自転車置場
構 造	軽量鉄骨造着色亜鉛鉄板ぶき平家建
床 面 積	9.80㎡

- (1) 売却物件の詳細については、本要項の物件調書をご覧ください。
- (2) 売却物件は、建物解体条件付きの土地売却であり、売却物件の地表上に無価値の建築物等が定着しています。落札者は、土地利用計画に関わらず、登記のある建物について、売却物件引き渡し後に建物の所有権移転登記も行い、建築物等の解体撤去を行ってください。

2 予定価格

59,400,000円

※ 予定価格は、建築物等解体撤去費相当額（アスベスト除去費用を含む。）を考慮した価格です。

3 建築物等の解体撤去内容

- (1) 落札者は、売却物件中の解体撤去が条件となる建築物等（以下「建築物等」という。）を売買契約締結の日から1年以内に、落札者の責任において解体撤去（アスベスト除却を含む）を行ってください。なお、これに要する一切の費用は落札者の負担とします。
- (2) 解体撤去の対象となる建築物等の範囲は、地表上に存在する建築物等、その他地中

- 埋設物とします。また、建築物等に附帯する設備及び建築物内外の備品等も含みます。
- (3) 建築物等の解体撤去は建物基礎杭、給排水設備、樹木（伐根含む）及びその他工作物等を解体撤去してください。
 - (4) 建築物等は、西側の高砂市所有地（高砂市高砂町浜田町2丁目358番22）に越境しています。この高砂市所有地は雨水排水用地であり、建築物等の解体撤去及び土地の形状変更を行う際は、高砂市上下水道部技術管理室治水対策課及び管きょ課と協議してください。状況によっては建築物等の基礎を残す必要があります。
 - (5) 売買契約締結日から建築物等の解体撤去完了の日まで、建築物等の管理責任は落札者にあるものとし、落札者は十分な注意をもって建築物等の管理をしてください。なお、建築物等の管理に関する一切の経費は落札者の負担とします。
 - (6) 落札者は、建築物等の解体撤去にあたり、解体撤去が条件となる建築物等と同規模以上の建築物等の解体撤去工事及びアスベスト除却工事を施工した実績のある者に依頼してください。
 - (7) 落札者は、建築物等の解体撤去の工事内容・時期について、解体撤去計画書等（P30、P31）を高砂市に提出し、建築物等の解体撤去の着手までに高砂市の承認を得なければなりません。また、建築物等の解体撤去が完了したときは、高砂市に完了報告書（P32）を提出し、高砂市と落札者の両者現場立会の上、建築物等の解体撤去の完了の確認を行うこととします。
 - (8) 真にやむを得ない事由により、上記(1)に定める解体撤去期限の延長を必要とするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって高砂市に申出を行い、高砂市の承認を得てください。
 - (9) 正当な事由による有用な地中工作物等がある場合は、事前に詳細な理由を付した書面をもって高砂市に報告してください。
 - (10) 落札者は、建築物等の解体撤去工事等を行うにあたり、地元自治会、近隣住民等に対し、丁寧な対応を心掛け、必要に応じ工事着手前に工事説明を行ってください。
 - (11) 建築物等の解体撤去に係るアスベスト除却について、除却作業によりアスベストが屋外へ飛散していないことを作業前・作業中・作業後において空気環境測定により確認してください。また、この測定結果は、高砂市へ報告してください。
 - (12) 建築物等の解体撤去に係る騒音・振動・粉じん対策については、近隣住民に十分に配慮した施工方法により対応してください。
 - (13) 建築物等の解体作業及び工事車両等の通行に際して十分留意し、安全確保を行ってください。
 - (14) 建築物等の解体撤去に伴い第三者から苦情等があったときは、落札者は責任をもって解決するとともに、第三者に損害を与えた場合は、落札者はその責めを負うものとしします。
 - (15) 建築物等の解体撤去及び跡地の整地に伴い、官公署等との協議、届出等が必要なときは、落札者の責任において行い、これを適正に処理しなければなりません。
 - (16) 建築物等の解体方法及び解体に伴う処分に関しては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令を遵守のうえ適正な方法により解体作業を行ってください。

4 入札の参加資格

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき、破産手続開始の申立てがなされている者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (6) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年高砂市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者である者
- (7) 国税(法人税及び消費税をいう。)、地方消費税及び高砂市が賦課する税について滞納している者
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は当該団体に属する者

5 売却物件の使用用途の制限

売却物件の使用にあたっては、次の全ての事項を遵守しなければなりません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用に供しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する暴力団等の活動の用に供しないこと。
- (3) 騒音、振動、悪臭、有害ガス又は汚水の排出等によって、周辺に迷惑等となる用途に供しないこと。
- (4) 土壌の汚染等により原状回復が困難となるような使用をしないこと。
- (5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)及び関係法令に違反する用途に供しないこと。
- (6) その他、市が適さないと判断した用途に供しないこと。

2. 申込手続

1 売却物件の現地確認等

- (1) 入札の参加を希望する者(以下「入札参加者」といいます。)には、入札参加が決定した後に、売却物件の現地確認を実施します。売却物件は、土地及び建築物等並びに敷地内に存在するすべての構造物、樹木、動産等を現状有姿のまま引渡します。なお、越境物がある場合についても現状有姿のままでの引渡しとなりますので、必ず現地確認において売却物件の現況等を確認してください。
- (2) 物件調書(P2～P5)の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙

しているものであり、現時点で変更されている場合がありますので、入札参加者の方は必ず諸規制等の確認を行ってください。

2 売却物件の引き渡し事前確認

入札参加者は入札に当たり、次の点にご注意ください。

- (1) 売却物件は、売却物件及び建築物等並びに敷地内に存在するすべての構造物、樹木、動産等を現状有姿のまま引渡します。なお、越境物がある場合についても現状有姿のままでの引渡しとなることにご留意ください。
- (2) 電気・上下水道・ガス等の引き込み、接面道路上の電柱・街路樹等の移設及び車両乗り入れ施設の設置、その他売却物件を使用するために必要な手続き及び費用は、原則として買主負担となります。詳細については、関係機関にご確認ください。
- (3) 売却物件の地下埋設物、土壌汚染、地盤及び地質調査等はありません。
- (4) 物件調書と現況が相違している場合は、現況を優先します。買主は、地積その他物件調書に記載した事項について、実地に符合しないことが後日発覚しても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は売買代金の減額を請求することはできません。

3 申込方法

入札参加者は、建物解体条件付 市有土地売却一般競争入札参加申込書（様式第1号）及び必要書類を、下記提出先へ持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）により提出してください。

持参による受付は、下記受付期間内の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

なお、郵送による受付は、下記受付期間最終日の午後5時必着とします。

【提出先】 〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
高砂市財務部財務室契約管財課財産管理担当
電話：079-443-9012
e-mail：tact2130@city.takasago.lg.jp

【受付期間】 令和7年11月14日（金）から令和7年12月17日（水）
受付期間最終日の午後5時まで（必着）
（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。）

【提出書類】 次項に掲げる提出書類を整えて提出してください。指定様式については高砂市のホームページからダウンロードしてください。

【提出部数】 各1部

提出を要する書類等		様式等
法人	個人	
建物解体条件付 市有土地売却 一般競争入札参加申込書		様式第 1 号
法人の履歴事項証明書（登記簿謄本） ※一般競争入札参加申込書を提出する日を基準として、3ヶ月以内に発行されたもの	住民票又は戸籍の附票（外国人の場合は外国人登録済証明書） ※いずれも一般競争入札参加申込書を提出する日を基準として、3ヶ月以内に発行されたもの	当該証明書（写し可）
建物解体条件付 市有土地売却 一般競争入札参加申込に係る申立書		様式第 3 号
国税に係る納税証明書（様式その 3 の 3） ※一般競争入札参加申込書を提出する日を基準として、3ヶ月以内に発行されたもの ※納税義務がない場合は申立書	国税に係る納税証明書（様式その 3 の 2） ※一般競争入札参加申込書を提出する日を基準として、3ヶ月以内に発行されたもの ※納税義務がない場合は申立書	当該証明書（写し可）又は様式第 3 号
誓約書（普通財産の貸付等及び普通財産の処分等）		様式第 2 号
送付先記載済の返信用封筒（日本郵便㈱が販売している未使用のレターパックプラス（600円）で追跡番号が剥がれていない状態のもの）		

4 申込に際しての留意事項

- (1) 提出された書類は受付期間外の修正は認めません。
- (2) 提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。
- (3) 市は、提出書類を補足する資料の提出を求める場合があります。
- (4) 入札結果については、開札日の翌日に、高砂市役所契約管財課窓口及び高砂市ホームページにおいて公表します。

5 売却物件の現地確認

入札参加が決定した方は、必ず下記の実施期間内に売却物件の現地確認（30分程度）に参加し、売却物件を確認してください。

高砂市から入札参加申込時に提出された、建物解体条件付 市有土地売却 一般競争入札参加申込書（様式第 1 号）に記載された担当者宛に連絡し、下記実施期間内において、現地確認日時を決定します。なお、現地確認は必ず担当者本人が立ち会ってください。

【実施期間】

令和 7 年 1 2 月 1 日（月）から令和 7 年 1 2 月 1 9 日（金）までのいずれかの日
午前 9 時から午前 1 1 時 3 0 分まで及び午後 1 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで
（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。）

6 入札参加の決定等

(1) 市は、提出書類を確認後、随時、入札参加者へ入札参加決定通知又は失格通知を発送します。

(2) 入札参加の決定通知と併せて下記の書類を送付します。

- ①入札書
- ②入札保証金納入通知書
- ③入札保証金振込先依頼書
- ④辞退届

3. 募集要項等に関する質問の受付

1 質問の方法

質問書（様式第 4 号）に記載し、持参、郵送又は電子メールのいずれかにより提出してください。口頭、電話での質問には応じません。

2 提出先

2. 申込手続 3 申込方法の【提出先】と同じ

3 受付期間

令和 7 年 1 1 月 1 4 日（金）から令和 7 年 1 2 月 1 9 日（金）午後 5 時まで（必着）
持参による提出は、上記受付期間内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までに受付します。

郵送及び電子メールによる提出は、上記受付期間最終日の午後 5 時必着とします。

4 回答方法

令和 7 年 1 2 月 2 4 日（水）までに、随時、高砂市ホームページにおいて回答し、この募集要項の補完とします。

4. 入札保証金の納付

(1) 入札参加者は、入札参加決定通知の送付の際に同封している入札保証金納入通知書により、入札する金額の100分の5以上の額の入札保証金を、市が指定する金融機関において、令和8年1月20日（火）（5. 入札方法 1 入札書等受付期間に注意してください。）までに納付してください。

（例：入札金額が60,000,000円の場合、入札保証金は3,000,000円以上）

(2) 入札の結果、落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当します。なお、落札とならなかったときには、入札保証金振込先依頼書により指定の口座にお預かりした入札保証金は還付します。

(3) 入札保証金の還付に当たり、金融機関への振込み手続の関係上、1ヶ月程度を要しますので予めご了承ください。また、返還する入札保証金には利息は付しません。

5. 入札方法

この入札は郵便応募型一般競争入札であり、郵送による入札のみ有効とします。

1 入札書等受付期間

令和8年1月13日（火）から令和8年1月20日（火）午後5時まで（必着）

(1) この期間内に入札書等の必要書類を必ず一般書留又は簡易書留により郵送してください。【市への持参不可】

(2) この期間内に入札書等の必要書類が到達しない場合、入札は無効となりますので、余裕を持って郵送してください。

2 入札書等の送付

入札参加者は、次に掲げる書類を角2封筒等（A4用紙が折らずに入るもの）に封かんし、入札書等送付先（4 入札書等送付先を参照。）まで郵送してください。

① 入札参加決定通知書（写し）

② 入札書

③ 入札保証金の納入通知書兼領収書の鮮明なコピー

④ 入札保証金振込先依頼書

※ 上記様式等は、入札参加決定通知と併せて送付します。

3 入札辞退について

入札参加が決定して以降に入札を辞退する場合は、入札参加決定通知に同封している辞退届に必要な事項を記入し、入札書受付期間内に郵送してください。

4 入札書等送付先

〒 676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市財務部財務室契約管財課財産管理担当「市有土地入札担当者」宛

※ 一度郵送した入札書の書換え、引換え、撤回は出来ません。

入札書等の提出については、持参は認めません。必ず、一般書留又は簡易書留によ

り送付先に郵送してください。

入札書等の高砂市財務部財務室契約管財課財産管理担当への必着期限は、令和8年1月20日（火）午後5時までです。この必着期限を過ぎて到着したものは受理しません。また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到着しなかったことに対する異議を市へ申し立てることはできません。

5 入札に関する条件

- (1) 「入札参加決定通知書（写し）」、「入札書」、「入札保証金の納入通知書兼領収書の鮮明なコピー」が指定の日時までには到着していること。
- (2) 入札者が同一事項の入札について、2以上の入札書等を提出した入札でないこと。
- (3) 入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。
- (4) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。
- (5) 入札に係る書類は、プリンターによる印字、又はボールペン（黒又は青）により記入すること。
- (6) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

6. 落札者の決定

1 決定の方法

落札者は入札で決定し、高砂市が定める予定価格以上の価格で入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者（以下「落札者」といいます。）とします。

2 開札の日時等

令和8年1月21日（水）午前10時

開札会場は高砂市役所南庁舎3階 入札室兼会議室です。

※ 天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期又は中止することがあります。

3 入札

入札参加者は、入札書に必要事項を記載し、記名押印の上、郵送してください。

入札は、代理人に行わせることができますが、入札参加者から当該代理人宛の委任状を作成し、入札書と併せて本市へ郵送してください。

入札に係る書類は、プリンターによる印字又はボールペン（黒又は青）による記入を行い、提出してください。

4 入札が無効となる事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者（1. 売却条件 4 入札の参加資格）のした入札
- (2) 虚偽の申込みにより資格を得た者のした入札
- (3) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札
- (4) 予定価格を下回る金額を記載した入札

(5) 入札に関する条件（５．入札方法 ５ 入札に関する条件）に違反した入札

5 開札の立会等

開札立会については任意としますが、参加者多数の場合、会場が手狭なため、入場制限をおこなう可能性があります。その際はあらかじめご連絡します。

なお、開札会場への入場には、「入札参加決定通知書（原本）」が必要となりますので必ずご持参ください。立会の受付は、開札時間の１０分前から開札会場で行います。

入札者等関係者の立会が全くない場合は、高砂市の指定した者を立会させて開札します。この場合、入札者は異議の申立てはできません。

落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。くじは、関係者が入札参加決定通知書（原本）を持参した場合は、当該関係者も引くことができるものとします。なお、開札に立ち会っていない者等くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない市職員がくじを引き落札者を決定します。

6 入札結果の公表

入札の公平性・透明性確保のため、入札結果については、開札日の翌日に、高砂市役所契約管財課窓口及び高砂市ホームページにおいて公表します。

7．契約の締結

1 契約保証金の納付

契約締結にあたり、落札者は、契約金額の１００分の１０以上の額を、開札の日から令和８年１月３０日（金）までに、高砂市の発行する納付書により納付してください。

なお、落札者の入札保証金は契約保証金の一部に充当します。この契約保証金には質権等の権利を設定することはできません。

2 売買契約の締結

落札者は、契約保証金を納付したことがわかる資料を市に提出し、令和８年１月３０日（金）までに市有土地売買契約書により市と契約を締結してください。契約書の内容は、「市有土地売買契約書（案）」を参照してください。

また、売買契約の締結にあたり、落札者が個人の場合は印鑑登録証明書（原本）、法人の場合は代表者事項証明書（写し可）及び印鑑登録証明書（原本）を提出してください。

3 契約保証金の返還

契約保証金は、落札者による建築物等の解体撤去が完了し、高砂市と落札者の両者現場立会の上、建築物等の解体撤去の完了の確認後、落札者の請求により返還します。

なお、返還する契約保証金には利息は付しません。

8. 売買代金の納付

- (1) 売買代金は、契約締結日から30日以内に、高砂市の発行する納付書により一括で納付してください。
- (2) 納付期限までに売買代金が納付されないときは、高砂市は、契約を解除することがあります。この場合において、契約保証金は返還されません。

9. 土地の引渡し

- (1) 売却物件の所有権は、売買代金の完納と同時に落札者に移転するものとします。
- (2) 売却物件の所有権の移転に要する費用は、落札者の負担とします。
- (3) 売却物件は、土地及び建築物等並びに敷地内に存在するすべての構造物、樹木、動産等を現状有姿のまま引渡します。なお、越境物がある場合についても現状有姿のままでの引渡しとなることにご留意ください。
- (4) 売買契約においては、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に規定する重要事項説明書等の書面を交付しません。募集要項等の記載に十分留意してください。

10. その他

申込及び入札等に係る一切の費用は、入札参加者の負担とし、契約締結に係る費用並びに売買代金の納付に要する手数料等は落札者の負担とします。

市有土地売買契約書(案)

売主 高砂市(以下「甲」という。)と買主 ○○○○(以下「乙」という。)との間において、次の条項により建築物等の解体撤去を条件とした土地の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

(土地の表示)高砂市高砂町浜田町二丁目358番8 学校用地 2,199㎡

(売買代金)

第3条 売買代金は、○○,○○○,○○○円とする。

(契約保証金の支払い方法)

第4条 乙は、契約保証金として金X,XXX,XXX円を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に支払わなければならない。

2 乙が納付した契約保証金は、乙がこの契約の債務不履行した場合、乙が甲に対しての損害を填補するものとする。なお、この契約保証金については利息を付さないものとする。

3 乙は、契約保証金を他の債権の担保に供してはならない。

4 契約保証金は、第14条に規定するこの土地の賃料相当額及び第16条に規定する違約金の全部又はその一部と解釈しない。

(売買代金の支払い方法)

第5条 乙は売買代金を令和 年 月 日までに甲の発行する納入通知書により、一括して甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

(契約保証金の処分)

第6条 乙が、前条で規定する指定日までに売買代金を完納しないときには、契約保証金は、甲に帰属し、返還しないものとする。

(所有権の移転)

第7条 売買物件の所有権は、乙が甲へ売買代金の支払いを完了した時に乙に移転するものとする。

(所有権移転登記)

第8条 甲は、前条の規定により所有権が移転した後、遅滞なく所有権移転登記手続に必要な書類を乙に交付するものとする。

2 前項に規定する所有権移転登記に要する費用は、乙の負担とするものとする。

(売買物件の引渡し)

第9条 甲は、売買代金を乙が支払い完了した時に、乙に売買物件を現状のまま引渡すものとする。

(危険負担)

第10条 この契約締結後、天災地変その他甲及び乙の責に帰さない理由により売買物件が滅失又は毀損したときは、その滅失又は毀損が売買物件の引き渡し前の場合にあっては、甲の負担とし、引き渡し後の場合にあっては乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第11条 甲は、売買物件を現状有姿(フェンス・擁壁等の構築物、樹木、及び建物に付属する付帯諸設備等一切を含む)にて乙に引渡すものであり、乙は、甲に対し本物件について契約の内容に適合しないこと(面積の不足、土地の地耐力不足、不等沈下、地中埋設物、土壤汚染等一切を含む)を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除等何らの請求をすることはできないものとする。

(建築物等の解体撤去)

第12条 乙は、契約締結後1年以内に、次に掲げる売買物件上の建築物等の解体撤去(以下「解体撤去」という。)が条件となる建物及び工作物等(以下「建築物等」という。)を解体撤去するものとする。ただし、乙は、真にやむを得ない事由により上記に定める解体撤去期限の延長を必要とするときは、あらかじめ詳細な理由を付した書面を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

(解体撤去が条件となる建築物)

所 在	高砂市高砂町浜田町二丁目358番地 8
家屋番号	358番8
種 類	保育所
構 造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積	1階:438.87 m ² 2階:371.00 m ² (計:809.87 m ²)

所 在	高砂市高砂町浜田町二丁目358番地 8
家屋番号	未登記
種 類	自転車置場
構 造	軽量鉄骨造着色亜鉛鉄板ぶき平家建
床 面 積	9.80m ²

2 解体撤去に要する一切の費用は、乙の負担とする。

3 解体撤去の範囲は、売買物件の地表以上に存する建築物等及びその地下埋設物、樹木等とし、建築物等に付帯する設備及び建築物内外の備品も含まれるものとする。

4 乙は、建築物等の解体撤去に関して次に掲げる事項を記載した計画書(以下「解体撤去計画書」という。)を甲に提出し、建築物等の解体撤去に着手するまでに、解体撤去計画書の内容について、甲の承認を得なければならない。

(1)アスベスト除去に関すること。

(2)建築物等の解体撤去の施工方法に関すること。

(3)第三者への安全確保及び周辺環境との調和に関すること。

5 乙が前項に規定する承認を得ずに建築物等の解体撤去に着手した場合、又は同項に規定する承認を得た解体撤去計画書の内容と異なる方法で解体撤去に着手した場合は、甲は乙に対し、解体撤去の中止その他必要な措置を講ずるよう求めることができる。この場合において、当該中止等の措置を講ずる間に生じた費用は、乙の負担とする。

6 甲は、建築物等の解体撤去が完了するまでは、解体工事にかかる現地調査とともに乙から必要な報告を求めることができる。この場合において、乙は調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

7 乙は、建築物等の解体撤去及び解体廃棄物の処理が完了したときは、速やかに、甲に解体撤去の完了を書面により報告することとし、甲及び乙は現地立会いの上、解体撤去を確

認するものとする。

8 売買物件の引渡しがあったときから解体撤去工事完了の日までの建築物等の管理責任は乙にあるものとし、乙は、善良な管理者の注意をもって建築物等を管理しなければならない。この場合に必要な一切の費用は、乙の負担とする。なお、乙は、建築物等に関し、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定することができない。

9 乙は、管理上又は解体撤去に必要な範囲を超えて建築物等を使用し、又は第三者に使用させてはならない。

10 乙は、建築物等の解体撤去作業及び廃棄物の処理等において、雇用及び環境に係る関係法令等を遵守するとともに、解体撤去に伴い第三者から苦情又は異議申立てがあったときは、乙の責任において解決するものとする。この場合において、第三者に危害又は損害を与えた場合は、乙はその責めを負うものとする。

11 乙は、建築物等の解体撤去に伴い官公署等との協議、届出等が必要なときは、乙の責任において行うものとする。

12 乙は、建築物等の解体撤去に関し、本契約に定めのない事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（公序良俗違反）

第13条 乙は、この売買物件を次の公序良俗に反する用途に使用してはならない。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団その他反社会的団体の活動その他これに類する用途

（2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途

2 乙は、この土地を譲渡する場合、前項各号の義務を書面により譲受人に承継させなければならない。

（売買物件等の譲渡禁止等）

第14条 乙は、契約締結の日から5年間は売買物件及び建築物の所有権を第三者に移転、又は売買物件及び建築物等を第三者に貸し付けてはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

(違約金)

第15条 乙は、第12条第1項、第5項、第8項及び第9項、第13条並びに前条に規定する義務に違反したときは、違約金として甲に売買代金の20%相当額を支払うものとする。

2 前項の違約金は、第19条に定める損害賠償の予定又はその一部として解釈しないものとする。

(契約解除及び買戻権)

第16条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、何らの催告の手続きを要せずにこの契約を解除し、第20条及び第21条に規定する返還金をもって売買物件を買戻すことができるものとする。

(1) 乙がこの契約の各条項に違反したとき。

(2) 都市計画の用途地域による建築物の用途制限に違反したとき。

(3) 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年高砂市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団等」という。)その他の反社会的団体並びにそれらの構成員の活動のための事務所等の用途

2 乙は、前項による契約解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。ただし、契約解除時に乙が建築物等の解体撤去に既に着手している場合は、甲と乙が協議し定めるものとする。

(乙の原状回復義務等)

第17条 乙は、第16条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに売買物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま又は更地にして返還することができる。

(損害賠償)

第18条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、契約締結した日からこの売買物件を返還する日までの期間に対する甲の算定するこの売買物件の使

用料相当額を損害賠償として甲の指定する方法で速やかに支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第19条 乙は、第16条の規定によりこの契約を解除された場合において、売買物件及び建築物等に投じた有益費、必要費、解体撤去費又はその他費用があってもこれを甲に請求することができない。

(返還金等)

第20条 甲は、この契約を解除したときは、収納済みの売買代金を乙に返還するものとする。

2 前項の返還金には、利子は付さないものとする。

3 甲は、この契約を解除したときは、乙が負担した契約の費用は返還しない。

4 甲は、この契約を解除したときは、乙が売買物件上の建築物等に支出した第12条に規定する解体撤去の費用を含めた全ての必要経費、有益費その他一切の費用は返還しない。ただし、第16条第2項ただし書に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

(返還金の相殺)

第21条 甲は、前条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第17条に定める原状回復若しくは第18条に定める損害賠償として甲に支払うべき金額があるときは、それらの全部又は一部とその返還金とを相殺するものとする。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結に関して必要な一切の費用は、すべて乙が負担するものとする。

(相隣関係等への配慮)

第23条 乙は売買物件の引き渡し以後においては、十分な注意をもって管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう責任をもって対処するものとする。

(報告義務)

第24条 乙は、この契約に関し、暴力団等から不当介入を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、兵庫県高砂警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならないものとする。

(疑義等の決定)

第25条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

(管轄裁判所)

第26条 この契約に関する訴訟については、神戸地方裁判所姫路支部又は加古川簡易裁判所を専属の管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、各自記名押印のうえ、各自その一通を保有する。

令和 年 月 日

甲(売主) 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
高砂市
高砂市長 都 倉 達 殊

乙(買主)

印

特約条項

1 乙は、売買物件に関し、甲が売買物件を売却した時の募集要項及び物件調書記載の特記事項を確認し、これらの事項が契約内容に適合するものであることを容認したうえで、この契約を締結した。

2 乙は、甲が売買物件を売却した時の募集要項及び物件調書記載の特記事項に記載した全事項が契約内容に適合することを容認し、これらの事項に関し、甲に対する解除、損害賠償、修補、代金減額請求等の一切の法的措置をなし得ない。ただし、乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、甲乙協議するものとする。

様式第 1 号

令和 年 月 日

高 砂 市 長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名 称）

担 当 者 ：

電 話 番 号 ：

e - m a i l ：

建物解体条件付 市有土地売却 一般競争入札参加申込書

下記物件の売却に係る一般競争入札に参加したいので、別紙書類を添えて申込みします。

なお、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 に該当しない者であること並びに添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 売買物件

土地 高砂市高砂町浜田町二丁目 3 5 8 番 8 学校用地 2, 1 9 9 m²

2. 添付書類等

【個人の場合】

- ☐ 住民票等 ☐ 納税証明書 ☐ 誓約書（様式第 2 号）
- ☐ 建物解体条件付 市有土地売却 一般競争入札参加申込に係る申立書（様式第 3 号）
- ☐ 送付先記載済の返信用封筒

【法人の場合】

- ☐ 法人登記簿謄本 ☐ 納税証明書 ☐ 誓約書（様式第 2 号）
- ☐ 建物解体条件付 市有土地売却 一般競争入札参加申込に係る申立書（様式第 3 号）
- ☐ 送付先記載済の返信用封筒

※ 提出書類に ☒ をしてください。

様式第 2 号（表面）

（普通財産の貸付け等及び普通財産の処分等）

誓 約 書

高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年高砂市条例第 5 号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

なお、高砂市長がこの誓約書の写し（裏面の役員一覧表を含む。）を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、高砂市長が警察署長に下記 1 に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を高砂市長が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は高砂市関係組織に提供することについて同意する。

記

- 1 誓約者が条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- 2 誓約者が上記 1 に該当しないときには、契約の解除その他高砂市長が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

高 砂 市 長 様

住 所
（所在地）

氏 名
〔 法 人 名 〕
〔 代表者名 〕

㊞(実印)

法人等の場合は、裏面に役員一覧表がありますので、必要事項を記載してください。

様式第2号（裏面）

役員一覧表

【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別を記載してください。
- ② 個人事業者の場合には代表者を、法人の場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、申請者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。）及びその支店若しくは事務所の代表者を記載してください。
- ③ 生年月日の記載について、元号に○をつけてください。
- ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

役職	氏名	カナ	生年月日	性別
(記載例) 代表取締役	高砂 太郎	タカサゴ タロウ	明治 大正 昭和 平成 4 5 年 6 月 7 日	☒ 男 ☐ 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女

令和 年 月 日

高 砂 市 長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名 称）

建物解体条件付 市有土地売却
一般競争入札参加申込に係る申立書

一般競争入札参加申込に係る参加資格及び申込書類について、次のとおり申し立てます。

記

- ☐ 入札説明書の1. 売却条件の「4 入札の参加資格」に掲げる(1)から(8)に該当しないこと。
- ☐ 納税義務がないため納税証明書を添付しないこと。
 - ☐ 国税
 - ☐ 法人税（個人の場合は申告所得税及び復興特別所得税）
 - ☐ 消費税及び地方消費税

※ 該当項目に ☒ をしてください。

様式第 4 号

質 問 書

高砂市財務部財務室契約管財課 御中

質問者の氏名	
質問者の住所	
連絡先	担当者 TEL FAX
質問の内容	

解体撤去計画書

令和 年 月 日に土地売買契約を締結した下記売買物件について、土地売買契約書第 12 条第 4 項の規定に基づき、建築物等の解体撤去計画書を提出します。

1 売買物件

土地 高砂市高砂町浜田町二丁目 358 番 8 学校用地 2, 199 m²

(解体撤去が条件となる建築物)

所 在 高砂市高砂町浜田町二丁目 358 番地 8

家屋番号 358 番 8

種 類 保育所

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建

床 面 積 1 階：438.87 m² 2 階：371.00 m² (計：809.87 m²)

所 在 高砂市高砂町浜田町二丁目 358 番地 8

家屋番号 未登記

種 類 自転車置場

構 造 軽量鉄骨造着色亜鉛鉄板ぶき平屋建

床 面 積 9.80 m²

2 解体撤去計画書提出事項

- (1) アスベスト除去に関すること。
- (2) 建築物等の解体撤去の施工方法に関すること。
- (3) 第三者への安全確保及び周辺環境との調和に関すること。

令和 年 月 日

高砂市長 都 倉 達 殊 様

買 主

上記の解体撤去計画書について承認します。

令和 年 月 日

高砂市長 都 倉 達 殊

解体撤去依頼予定者調書

解体撤去依頼予定者の名称	
所在地	
電話番号	
解体撤去工事等の実績	
工事名称	
発注者	
事業者	
受注形態	元請け ・ 下請け (次下請け)
工事場所	
施工時期	年 月
工事概要 (建築物の解体撤去・アスベスト除去の種別、規模、構造、階数)	

<添付書類>

上記の解体撤去工事等の実績内容を確認できる書類：請負契約書の写しなど

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

買 主

解体撤去完了報告書

令和 年 月 日に土地売買契約を締結した下記売買物件について、建築物等の解体撤去が完了したので報告書を提出します。

1 売買物件

土地 高砂市高砂町浜田町二丁目358番8 学校用地 2,199㎡

(解体撤去が条件となる建築物)

所 在	高砂市高砂町浜田町二丁目358番地8
家屋番号	358番8
種 類	保育所
構 造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積	1階：438.87㎡ 2階：371.00㎡ (計：809.87㎡)

所 在	高砂市高砂町浜田町二丁目358番地8
家屋番号	未登記
種 類	自転車置場
構 造	軽量鉄骨造着色亜鉛鉄板ぶき平屋建
床 面 積	9.80㎡

2 解体撤去完了報告事項

- (1) アスベスト除去に関すること。
- (2) 建築物等の解体撤去の施工方法に関すること。
- (3) 第三者への安全確保及び周辺環境との調和に関すること。

令和 年 月 日

高砂市長 都 倉 達 殊 様

買 主